

認定作業療法士

認定作業療法士は、教育・研究および管理運営に関する一定の能力を習得し、すぐれた臨床実践能力だけでなく作業療法技術の伝達能力を備えた作業療法士です。

さらに、作業療法士として臨床実践に臨むにあたり、基礎的で共通の知識の学習と生涯学習の意義や方向性の理解を深め、臨床実践の基礎を学習するものです。

》》 新規取得

下記の要件を全て満たしたとき、認定作業療法の申請が行えます。

- ① 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 3 条による作業療法士の免許を有すること
- ② 日本作業療法士協会の正会員かつ都道府県作業療法士会員であること
- ③ 作業療法士免許取得後、臨床実践経験が通算 5 年以上あること（養成教育に並行した臨床実践も含む）
- ④ 「認定作業療法士**共通研修**」3 講座修了の受講と修了試験に合格すること
- ⑤ 「認定作業療法士**選択研修**」2 講座修了の受講と修了試験に合格すること
- ⑥ 3 事例の報告（事例報告登録制度等を利用）***1**
- ⑦ 生涯教育基礎研修修了または更新後 5 年以内であること

申請には、申請書（生涯教育手帳に必要事項を記入）とともに以下の書類が必要です。

- (1) 作業療法士免許証の写し
- (2) 5 年間の実務経験の証明書***2**
- (3) 日本作業療法士協会の会員証（申請時年度）の写し
- (4) 生涯教育受講記録***3**
- (5) 事例報告 3 例の写し
 - [事例報告登録制度]での提出資料
 - ① トップページ（会員番号、氏名、タイトル名、合格・不合格が掲載されているページ）
 - ② 本文
 - [日本作業療法学会]での提出資料
 - ① 表紙と目次（タイトル名、氏名、いつの学会で発表されたかがわかるページ）
 - ② 本文
 - [ISSN/ISBN 登録の雑誌・書籍]での提出資料
 - ① ISSN/ISBN 番号の記載されているページ（雑誌・書籍の表紙等）
 - ② 本文
- (6) 島根県作業療法士会における申請年度の会員歴証明書***4**
- (7) 140 円切手貼付の返信用封筒（またはレターパック 350）
- (8) 認定審査料の振込を証明する書類の写し（※2015 年 3 月 31 日までは無料のため不要）

***1 3事例の登録について**

事例は事例報告制度に3事例を登録するものである。但し、2事例までは以下の報告で代替可能とする。

(事例報告制度に1事例は必須)

- ① 日本作業療法学会、WFOT 学会、APOTEC 学会で筆頭発表している場合
 - ② 機関誌作業療法(研究論文、実践報告)
 - ③ WFOT 加盟国の協会が発行する機関誌(原著論文)
 - ④ ISSN/ISBN 登録の雑誌・書籍(商業誌、士会雑誌も可)に掲載されている場合
それぞれ1回につき事例報告1回にカウントできる。
- 事例登録制度についての詳細は「事例登録制度」をご覧ください。

***2 実務経験証明書について**

書式は任意であるため、各施設の在職証明書を利用。施設にない場合は、県士会ホームページにある【事務経験証明書】を利用する。【事務経験証明書】を利用する場合は、ダウンロード後に必要事項を記入し、施設長もしくは所属長の印鑑を押印すること。

***3 生涯教育受講記録について**

認定作業療法士取得共通・選択の各研修の修了試験合格証の写しを添付する。
但し、2012年度までに研修を受けている場合は合格証不要である。

***4 島根県士会 会員歴証明書について**

県士会事務局に必要事項を記入の上ご連絡ください。

宛先(事務局): shimanoot@gmail.com (コピーする場合は、@を小文字へ変換)

タイトル: 島根県士会 会員歴証明書の依頼

本文: 施設名、氏名、会員番号、使途目的 (例: 認定作業療法士新規取得のため)

申請書の送付先住所

〒111.0042 東京都台東区寿1-5-9 盛光神光ビル

一般社団法人 日本作業療法士協会

「認定作業療法士 修了申請」と朱書き

》》 更新

認定作業療法士 更新申請は認定証に示された有効期限内（5年間）に行う必要があります。

下記の要件を満たしたとき、認定作業療法士の更新申請が行えます。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 3 条による作業療法士の免許を有すること。
- (2) 申請時において認定作業療法士であること。
- (3) 申請時において過去 5 年間に下記の 4 項目の更新要件のすべてを満たし、かつ 100 認定作業療法士更新ポイント（np）以上があること。
 - ① 基礎ポイント研修は、1 ポイントを 1np として 25np 以上あること。
 - ② 実践報告は、1 回を 25np として 25np 以上あること。
 - ③ 後輩育成経験（臨床実習、研修会・学会等における講師等）は、1 回を 5np とする。
 - ④ 作業療法啓発に関する社会的貢献（他職種、行政等からの依頼による作業療法啓発活動）は、1 回を 5np とする。

※ ③、④併せて 25np 以上があること。

～申請時に必要な書類一覧～

- (1) 認定作業療法士認定更新申請書
- (2) 認定作業療法士認定証の写し
- (3) 認定作業療法士更新条件を証明する書類
 - ① 基礎ポイント研修
 - ・受講年月日、受講テーマが記入されていること
 - ・臨床実習の場合は期間（○年○月○日～○月○日）が明記されていること
 - ② 実践報告
 - [事例報告登録制度]での提出資料
 - 1) トップページ（会員番号、氏名、タイトル名、合格・不合格が掲載されているページ）
 - 2) 本文
 - [日本作業療法学会]での提出資料
 - 1) 表紙と目次（タイトル名、氏名、いつの学会で発表されたかがわかるページ）
 - 2) 本文
 - [ISSN/ISBN 登録の雑誌・書籍]での提出資料
 - 1) ISSN/ISBN 番号の記載されているページ（雑誌・書籍の表紙等）
 - 2) 本文
 - ③ 後輩育成経験の記録
 - ④ 社会的貢献の記録
(期日、氏名が記載されている公文書の写しまたは参画を証明するものを添付)
- (4) 日本作業療法士協会における当該年度の会員証の写し
- (5) 生涯教育手帳
- (6) 島根県作業療法士会における当該年度の会員歴証明書*5
- (7) 140 円切手貼付の返信用封筒（またはレターパック 350）
- (8) 資格更新審査料の振込を証明する書類等の写し（※2015 年 3 月 31 日までは無料のため不要）

***5** 島根県士会 会員歴証明書について

県士会事務局に必要事項を記入の上ご連絡ください。

宛先（事務局）：shimaneot@gmail.com（コピーする場合は、@を小文字へ変換）

タイトル：島根県士会 会員歴証明書について

本文：施設名、氏名、会員番号、使途目的（例：認定作業療法士更新のため）

送付先住所

〒111.0042 東京都台東区寿 1-5-9 盛光神光ビル

一般社団法人 日本作業療法士協会

「認定作業療法士 更新申請」と朱書き